



# 新潟県報

発行 新潟県  
**第 55 号**  
 平成30年7月17日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 797 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 798 保安林の指定予定（治山課）
- 799 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 800 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 801 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 802 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）

## 告 示

### ◎新潟県告示第797号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、村上市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時     |               | 検査場所           | 検査区域等 |         |
|----------|---------------|----------------|-------|---------|
| 8月20日（月） | 午後1時から4時まで    | 新潟漁業協同組合山北支所   | 村上市全域 |         |
| 8月21日（火） | 午前9時から正午まで    | 寒川生活改善センター     |       |         |
|          | 午後1時30分から4時まで | 桑川水産物荷捌所       |       |         |
| 8月22日（水） | 午前9時から正午まで    | 新潟漁業協同組合山北支所   |       |         |
| 8月23日（木） | 午後1時から4時まで    | さんぼく会館         |       |         |
| 8月24日（金） | 午前9時から正午まで    | 村上市朝日支所        |       |         |
|          | 午後1時から3時まで    |                |       |         |
| 8月27日（月） | 午後1時から4時まで    | 瀬波体育館          |       |         |
| 8月28日（火） | 午前9時から正午まで    | 村上体育館          |       |         |
| 8月29日（水） | 午後1時から4時まで    |                |       |         |
| 8月30日（木） |               |                |       |         |
| 8月31日（金） | 午前9時から正午まで    |                |       |         |
|          | 午後1時から3時まで    |                |       |         |
| 9月3日（月）  | 午後1時から4時まで    |                |       |         |
| 9月4日（火）  | 午前9時から正午まで    | 岩船地域コミュニティセンター |       |         |
| 9月5日（水）  | 午後1時から4時まで    | 神林農村環境改善センター   |       |         |
| 9月6日（木）  |               | 村上市荒川支所        |       |         |
| 9月7日から平成 | 午前9時30分から正午まで | 新潟県計量検定所       |       | 上記の未受検者 |

|  |               |             |  |
|--|---------------|-------------|--|
| 31年3月15日まで。<br>ただし、土・日曜日<br>及び祝日並びに12<br>月31日、平成31年1<br>月2日、1月3日を<br>除く。 | 午後1時から3時30分まで | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則<br>(平成5年通商産業省<br>令第70号)第39条第1項<br>に規定する特定計量器 |
|--|---------------|-------------|--|

- 3 実施機関  
 新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第798号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
 平成30年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 新潟県上越市牧区吉坪字北畑ケ417の1、419、420、421の1、422の1、423から426まで、427の1、432の1、436から438まで
- 2 指定の目的  
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第799号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16号の規定により、長岡市の中之島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年7月17日

新潟県三条地域振興局長

- 1 退任  
 理事 長岡市池之島915番地 田中 一栄  
 退任年月日 平成30年6月30日

◎新潟県告示第800号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年7月17日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 就 任
 

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 理事 新発田市上内竹438番地 | 仲川 重平<br>(理事長) |
| 〃 〃 諏訪町3丁目6番19号 | 長谷川堅司          |
| 〃 〃 五十公野5140番地  | 平野 眞市          |
| 〃 〃 下新保404番地3   | 内田 信雄          |
| 〃 〃 五十公野4090番地  | 小谷野勝博          |
| 監事 新発田市下内竹449番地 | 加藤 研一          |
| 〃 〃 五十公野4093番地  | 川瀬 孝男          |

就任年月日 平成30年7月1日

2 退任

|    |                 |                |
|----|-----------------|----------------|
| 理事 | 新発田市上内竹438番地    | 仲川 重平<br>(理事長) |
| 〃  | 〃 諏訪町3丁目6番19号   | 長谷川堅司          |
| 〃  | 〃 五十公野1928番地甲   | 齋藤 常雄          |
| 〃  | 〃 古寺99番地        | 藤間 信孝          |
| 〃  | 〃 五十公野5140番地    | 平野 眞市          |
| 監事 | 新発田市五十公野4904番地5 | 高橋 寅男          |
| 〃  | 〃 下内竹449番地      | 加藤 研一          |

退任年月日 平成30年6月30日

◎新潟県告示第801号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成30年7月18日から平成30年8月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月17日

新潟県長岡地域振興局長

| 事業主体の所在・名称      | 地区名   | 事業名                               | 新規変更の別 | 縦覧の書類                     | 縦覧の場所 | 根拠条文 |
|-----------------|-------|-----------------------------------|--------|---------------------------|-------|------|
| 長岡市<br>小国町土地改良区 | 諏訪井前田 | 農業用排水施設整備<br>(県単農業農村整備「かんがい排水」)事業 | 新規     | 土地改良事業<br>計画書の写し<br>定款の写し | 長岡市役所 | 第48条 |

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第802号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年7月17日

新潟県知事 花角 英世

| 地区名    | 事業名                  | 市町村名 | 完了年月日      |
|--------|----------------------|------|------------|
| 津有南部第2 | 区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業 | 上越市  | 平成30年6月20日 |